

中山の園改築等工事設計業務 簡易公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

- (1) 業 務 名 中山の園改築等工事設計業務
- (2) 業務内容 中山の園の改築等に係る基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月15日まで
- (4) 計画概要 別添「計画概要書」による。
- (5) そ の 他 本業務は、BIM 活用に係る EIR を適用する業務である。

2 参加資格等

- (1) 参加表明書の提出者は、以下のアに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

ア 単体企業

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (エ) 岩手県の令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者で、岩手県内に本店を有すること。
- (オ) この公示をした日から技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名（以下「指名停止等」という。）の措置を受けていない者であること。
- (カ) 一級建築士が5名以上在籍すること。
- (キ) 平成27年4月1日以降に、元請として、延床面積が2,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が20パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあっては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。
- (ク) 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持、確保するため業務をつかさどる者をいう。以下同じ。）として1に示した業務に配置することができる

こと。

a 一級建築士

b 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

イ 共同企業体

(ア) 2者の構成員からなる任意に結成された共同企業体であること。

(イ) 共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

b 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

c 民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

d 岩手県の令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者であること。

e この公示をした日から技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(ウ) 構成員のいずれかは、岩手県内に本店を有する者であること。

(エ) 共同企業体の代表となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

a 一級建築士が5名以上在籍すること。

b 平成27年4月1日以降に、元請として、延床面積が2,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が20パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

c 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者として1に示した業務に配置することができること。

(a) 一級建築士

(b) 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

d 構成員のうちで出資比率が最大であること。

(オ) 共同企業体の代表とならない構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

a 一級建築士が2名以上在籍すること。

b 平成27年4月1日以降に、元請として、延床面積が1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものと

し、その延床面積にあっては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

c 出資比率が 20 パーセント以上であること。

(2) 業務実施上の条件

- ア 管理技術者及び各分担業務分野^{※2}の主任担当技術者^{※1}は、それぞれ 1 名であること。
- イ 分担業務分野のうち、総合分野の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。また、総合分野の主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- エ 分担業務分野のうち、総合分野（積算に関する業務を除く。）を再委託しないこと。
- オ 参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。
- カ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が岩手県の建設関連業務競争入札参加資格者である場合には、当該協力事務所がこの公示をした日から技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から指名停止等の措置を受けていない者であること。

注：※1 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※2 分担業務分野の分類は次による。

分担業務分野	業務内容
総 合	平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」及び「設備」のうち「昇降機等」に係るもの
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」に係るもの

3 手続等

(1) 担当部局

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県県土整備部建築住宅課 施設整備担当

TEL：019-629-5956 FAX：019-651-4160

E-mail：AG0009@pref.iwate.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 令和 7 年 10 月 14 日（火）から同月 30 日（木）まで

イ 交付方法 岩手県公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。

※ ホームページのアドレス：<http://www.pref.iwate.jp/>

（トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞コンペ

＞コンペ参加者募集情報）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年10月30日（木）午後5時

受付期間は、令和7年10月14日（火）から同月30日（木）までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 (1)の場所

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

(4) 質問の受付期間、受付場所、提出方法及び回答方法

ア 質問様式 質問がある場合は、別添様式（様式8、A4判）による。

イ 受付期間 令和7年10月14日（火）から同月27日（月）午後5時まで

ウ 受付場所 (1)の場所

エ 提出方法 持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は電送若しくは電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電話による質問は受け付けない。）

オ 回答方法 質問受付の日から起算して3日（休日を除く。）以内にホームページにおいて回答する。

なお、回答に当たっては、質問を行った者の名称等は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(5) 技術提案書提出者の選定（第一次審査）

ア 参加表明書を提出した者の中から、5(1)に掲げる基準に基づき、参加表明書の審査を行い、評価の合計点の高いものから技術提案書の提出者として5者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超過して存在する場合はこの限りでない。

イ アの選定結果は、選定された者に対してはその旨を、また、選定されなかった者に対してはその旨とその理由を、令和7年11月10日（月）までを目途に、それぞれ書面により通知する。

(6) 技術提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年12月9日（火）午後5時

受付期間は、令和7年12月3日（水）から同月9日（火）までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 (1)の場所

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

(7) 技術提案書の特定（第二次審査）

ア 技術提案書等を提出した者の中から、5(2)に掲げる基準に基づき、技術提案書等の審査及びヒアリングを行い、最優秀のものを1者特定する。

なお、ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

イ アの特定結果は、特定された者に対してはその旨を、また、特定されなかった者に対してはその旨とその理由を、令和8年1月上旬頃までに、それぞれ書面により通知する。

ウ 特定結果の概要については、ホームページにおいて公表する。

(8) 非選定及び非特定理由の説明

ア 非選定又は非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）を(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することにより、当該理由について説明を求めることができる。

イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に書面により行う。

4 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

別添「参加表明書作成要領」及び「技術提案書等作成要領」による。

5 技術提案書提出者の選定基準及び技術提案書の特定基準

(1) 技術提案書提出者の選定基準（詳細は、別添「技術提案書等評価要領」による。）

評価項目（配点）	評価事項
ア 技術提案書提出者の能力（5点）	同種業務の実績
イ 配置予定技術者の能力（20点）	(ア) 資格及び経験 (イ) 同種業務の実績 (ウ) 委託業務成績

(2) 技術提案書の特定基準（詳細は、別添「技術提案書等評価要領」による。）

評価項目（配点）	評価事項
ア 技術提案書提出者の能力（5点）	(1) アに同じ。
イ 配置予定技術者の能力（20点）	(1) イに同じ。
ウ 業務実施方針及び手法（75点）	(ア) 業務内容の理解度及び業務に対する取組意欲 (イ) 業務の実施方針の的確性、独創性及び実現性 (ウ) 技術提案の的確性、独創性及び実現性

6 設計者選定委員会

技術提案書の特定までに関わる審査は、次に掲げる委員による設計者選定委員会で行う。

委員長	県土整備部まちづくり担当技監	小野寺哲志
委員	保健福祉部障がい保健福祉課総括課長	佐々木浩一
委員	岩手県社会福祉事業団常務理事兼中山の園所長	佐々木和哉
委員	県土整備部建設技術振興課総括課長	久保田和憲
委員	県土整備部建築住宅課総括課長	刈谷 洋祐
委員	県土整備部建築住宅課技術特命参事兼営繕課長	佐藤 英明

7 随意契約に係る見積書の徴取

- (1) 設計者選定委員会が特定した者を本業務の随意契約に係る見積書の徴取（契約締結交渉）の相手方とする。
- (2) 本業務の予定価格は、予算の範囲内で岩手県が定める算定方法により算出する。なお、本業務の参考業務規模は、2億3千万円程度（消費税及び地方消費税含む。）を想定している。

8 契約書作成の可否等

- (1) 契約書の作成 別添の「設計業務等委託契約書(案)」により契約書を作成するものとする。
- (2) 契約締結予定時期 令和8年1月中旬頃

9 支払条件

本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。なお、前金払いの条件については、契約締結交渉時に提示する。

10 その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付すること。ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 本業務を受注した建設コンサルタント（共同企業体の各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

なお、上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連がある」とは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合

- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 同一の者が、単体企業、共同企業体の構成員又は協力事務所として複数の参加表明書を提出した場合は、当該参加表明書はすべて無効とする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書又は技術提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。

- ア 提出の期限、場所又は方法等に適合していないもの
- イ 指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(8) 参加表明書及び技術提案書の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び技術提案書を発注者の了解なく公表又は使用してはならない。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、原則として返却しない。
- ウ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- エ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(10) その他

技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。